国民健康保険料
七月から精算額で

今年度の正式な国保料が決定しました。これを国保料の「精算賦課」といっています。国保料は、前年分の所得や固定資産税などを「賦課基準額」としています。このため、前年分の所得などが確定するまでの間、前年度の保険料の十二分の一の額を月額としていました。

かけがえのない健康――それをお互いに守り合うのが国保制度です

賦課最高限度額は26万円に

「精算賦課」による保険料は、六月に確定する前年の所得をもとに、七月に料率を定め、四月から六月までの三か月の暫定保険料を調整し、月額を決定するものです。

七月分からは、確定した保険料の納付書がみなさんのお手元に届けられますが、今年度の保険料を決める料率は、左上の表のとおりです。これらの四つの合計が今年度の保険料の年額であり、この十二分の一の額が月額となりますが、納入通知書には「暫定保険料」を調整してあります。

保険料は世帯主に一括賦課されますが、賦課額の算定にあたっては、世帯主の所得や資産、および被保険者である世帯員の所得資産についても賦課対象となっています。しかし世帯主が被保険者でない場合は、世帯主の分は賦課されません。

また、一世帯当たりの年間保険料の最高額は、二十四万円から二十六万円に引き上げられました。

なお、国保料の具体的な計算例を三ページ上段に掲げました。ご参照ください。

国民健康保険56年度料率

区分	料率	
所得割	所得金額10,000円について	612円
資産割	固定資産税（土地・家屋）額10,000円について	2,487円
均等割	加入者1人について	7,100円
平等割	1世帯について	10,200円

保険料の割引き制度もあります

所得の低い世帯には、保険料が割引きされます。割引きの額、条件などは右の表のとおりです。

なおこの割引きは、所得の申告がないと該当になりません。国保係でも所得照会をいたしますので、その節は必ず申告してください。

また国民健康保険料の納入については、便利な口座振替制度もあります。希望される方は、市の指定金融機関で手続きしてください。手続きに必要なものは、預金通帳と印鑑、それに保険証または領収書です。

保険料の割引き

前年中の所得が23万円以下の世帯（6割引き）
- ▶加入者1人につき　4,224円
- ▶世帯当たり　5,988円

前年中の所得が世帯主23万円と、加入者1人につき17万5000円ずつ引いていくと所得がなくなる世帯（4割引き）
- ▶加入者1人につき　2,816円
- ▶世帯当たり　3,992円

お買物、ご用命は市内で

おいしい!!フレッシュ!!健康…
おくりものにフルーツをどうぞ
商品券も御利用下さい
フレッシュでおいしい果物の店
やまいし
新津市本町3　TEL 3－0397

創業54周年（全支店130店舗）
低金利融資　お気軽に御来店下さい
㈱ 毛利金融新津支店
新津市山谷町1丁目14番15号　グリーンハイツ斎藤1F
☎4－4501

――計算例――

左に掲げた例は、国保に二人加入されている世帯で、五十五年度の二人の所得合計額が百五十万円、五十六年度分の二人の固定資産税額が三万円という世帯のものです。それぞれ決められた料率をかけ、均等割と平等割を合算して出てきた年間保険料は十二万三千六百六十円（十円未満は切捨て）。四～六月の三か月で二万七千円を納めていますので、残りの九万六千六百六十円を九ヵ月で割ったものが精算後の月額保険料となるわけです（七月分は端数整理）。

なお保険料についてのくわしいことは、保健課の国保係（☎四－二一一一内線二二四）へお問い合わせください。

納税組合	隣組	住所	口座番号	行政区	国保番号	新加入
510	1	1.020		0050	―	

所得割			資産割		
所得金額	料率	所得割額	固定資産税額	料率	資産割額
1,500,000	6.12 / 100	㋐ 91,800	30,000	24.87 / 100	㋑ 7,461

均等割額	平等割額	算出年額	条例による減額分		限度超過額
人数×7,100	世帯当り	㋐+㋑+㋒+㋓	均等割分	平等割分	
㋒ 14,200	㋓ 10,200	㋔ 123,661	㋕	㋖	㋗

異動による調整額	納入年額	前月までに納入すべき額	差引納入額	精算後の納入額	
	㋔－㋕－㋖－㋗±㋘			当月分納入額	次月からの月額
㋘	㋙ 123,660	㋚ 27,000	㋙－㋚ 96,660	11,060	10,700

上手な受診で医療費節約を

左のグラフは、一世帯当たりの医療費と保険料の移り変わりをみたものです。このグラフでもわかるように、医療費は毎年約一〇％ずつ増えており、五十五年度は五十一年度に比べて一・四二倍になっています。

一方、保険料の方の伸びは一・一六倍と、医療費の伸びの半分以下に抑えてきました。

しかし、今年の六月一日から医療費が平均八・一％引き上げられるなど、医療費の増加はまだまだ続く見込みです。医療費の増加は保険料の値上げにつながり、結局、みなさんの負担がさらに増えることを意味しています。ですからこの負担を少しでも少なくするために、一人ひとりがお医者さんを信頼し、不必要な薬をねだったりしてムダな医療費を使わないよう、お互いに気をつけましょう。

年ねん増える医療費
（1世帯当たりの医療費と保険料）

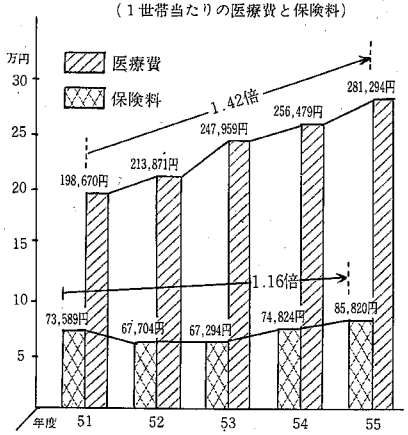

国保加入状況
（昭和56年6月30日現在）

加入世帯数	6,796世帯
加入者数	18,934人

お買物、ご用命は市内で

室内装飾・美術表装・襖・壁・額
表具 つしや
一級技能士 訓練指導員 鈴木正義　本町3 ☎2-2035

市役所前 靴のイザワ
靴なら何でも揃うイザワ
＊あるく楽しさをお届けする――＊
TEL(2)0625